

《論 説》

晩年の木村清四郎

田 中 生 夫

1 わたしの木村清四郎研究

木村清四郎は大正15年11月13日、願いによって日本銀行副総裁を退職した。木村が日本銀行を辞職した理由はどこにあったのか、また、辞職にさいしての木村の所懐はどのようなものであったのか。これを端的に語っているのは、木村が辞職直後の15年11月18日づけで郷里岡山県の友人守屋松之助に⁽¹⁾あてた書簡であろう。わたしはかつてこの書簡を紹介したことがあるが、この小文においても重要なので、全文そのまま引用しておこう。

貴書拝見陳者此度野生退任につき何か意味ありはせぬかとの御来書に有之侯得ども決してさる次第に無之実是在職三十年間日清戦後跡始末日露戦争欧州戦争尋で世界戦争となり近くは十二年の大震火災と内外重大事件続出し其間至誠一貫世人の知らざる奮闘努力を為し中央銀行をして兎に角大過なからしめ其本文を尽さしめたるに就ては勇退して更に人間らしき事を為さんと思ひ去十三年清浦内閣に向て再度目の辞任を申しも終に其目的を達せずそのまま今日に及侯處今春來少々違和を覚え侯に付去る五月末浜口蔵相に辞任取計の義を申しも亦宿望を貫徹するに至らず唯々療養に日月を送り若槻浜口片岡の諸相より再三再四懇切極る慰留あるも此上最早辛抱

(1) 守屋松之助編『自秀餘薫』故木村清四郎翁建像頌徳会，昭和11年10月。

出來難く今回更に嚴重懇請し漸く去十三日御聴許を得退職致候義に有之候
 さ様御承知置被下度候先は御來簡に対し御含みまで右御内報申上候 匆々
 十八日

大原（孫三郎一筆者）氏へ宜敷御伝声被下度候

木村生

守屋雅兄侍史

要するに木村は、30年間奮闘努力して中央銀行を大過なからしめたので、
 さきの病気の機会に辞職を願い出てこのたび許しを得たものであるというの
 である。

木村は日本銀行を副総裁をもって終わったが、しかしふつうの副総裁では
 なかった。有力総裁候補として政府の内議にあがったこともあるし（大正
 8年3月）⁽²⁾、広く社会の話題になったこともある（大正12年9月）⁽³⁾。さらに、
 加藤高明内閣（浜口蔵相）時代には、大蔵省出身で銀行のことに暗い市來
 乙彦総裁に代わって、事実上の日銀総裁の權威をふるった⁽⁴⁾したがって退
 職後に総裁並みの処遇をうけるにいたるのも当然であった。

昭和2年2月、日本銀行株主総会において市來総裁はつぎのように述べ
 た⁽⁵⁾。

「終ニ臨ミテ一言センニ、前副総裁木村清四郎氏ノ辞職ハ各位トトモ
 ニ深く遺憾トスル所ニシテ、氏ガ明治三十九年理事就任以來日露戦役後
 並ニ世界戦争ノ難局ニ處シ、更ニ大正八年以來ハ副総裁トシテ戦後並ニ

(2) 拙著『戦前戦後日本銀行金融政策史』有斐閣、昭和55年7月、50ページ。

(3) 『週刊朝日』大正12年12月23日号；時事新報社編『財づる物語』東洋経済新報社、
 大正15年、6ページ。

(4) 前掲『財づる物語』6ページ。

(5) 日本銀行調査局編『日本金融史資料 明治大正編』第11巻、754ページ。

震災後財界多事ノ際ニオイテ鋭意行務ニ鞅掌シ終始我財界ノ為ニ尽瘁セラレタルノ功労ハ各位トトモニ永ク記憶スベキ所ナリトス」。

この種の措置は辞職または在職中逝去した首脳に対する日本銀行の慣例であったし、また、総裁の用いた重要な用語はすべて前例によっているらしいので、そのかぎりでは何等特別のものはない。しかし注意して読めば、簡潔とはいへ、総裁に対する場合と同じ長さの辞句をつらねる等、多事の20年を首脳として勤務した異例の副総裁に対する、おのずからなる処遇を認めうるのではなからうか。

よりはっきりした処遇を示したのは若槻内閣であった。昭和2年4月18日、木村が貴族員議員に勅選されたのがそれである。その前日の4月17日に台湾銀行救済のための緊急勅令案が枢密院本会議で否決されたことによって総辞職した若槻内閣（片岡蔵相）は、退陣まぎわのギリギリの時点で勅選議員10人⁽⁶⁾を奏請したが、その中に木村を入れることを忘れなかったのである。

ついでにもうひとつこの種の例を述べておこう。2年3月12日、木村は宮内大臣から帝室財務の相談に参与する囑託をうけた。それは前宮内大臣で当時は内大臣であった牧野伸顕の推薦によるもので、日本銀行が公正中立を守りつづけたのは木村の力によると牧野が評価したためであるといわれている。⁽⁷⁾

阪谷芳郎は2年2月の銀行倶楽部の講演において、利権をふるうことのできる日本銀行での木村の清廉を指摘して、つぎのように述べた。⁽⁸⁾

「私が曾て大蔵省の当局に居りますと、色々無名の投書みたやうなものが来て、イヤあの方は株で儲けたとか、どうしたとか云ふやうな、所謂中傷するやうな事があった。然るに三十年間御勤めになった木村さんに就ては只の一度も左う云ふ手紙を受取った事が無い。……之を以て見ても、木

(6) 遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』岩波書店、1970年、120ページ。

(7) 日本銀行調査局編『斎藤虎五郎氏金融史談速記録』昭和41年7月、32ページ。

(8) 『銀行通信録』第83巻第494号、昭和2年3月20日、40ページ。

村副総裁が日本銀行と云ふ所謂利権の中心に居って——利権を振廻はすことの出来る所に居って、如何に清廉の方であるかと云ふことが証拠立てられると思ひます。隋て木村さんは餘り金持で無からうかと思ひます。その代り国家は木村君に対して負ふ所が多い。

帝室經濟の相談に参与を許されるというのは極めて稀なことであろう。その選考のさい、要素のひとつとして木村に対するこの阪谷のような評價があづかっていたかもしれない。

もう10年あまりも以前のことになるが、わたしは初めて前掲の木村書簡に接した。また、それと同じ頃、奮闘努力によって中央銀行を大過なからしめたというのはどういうことなのかにかかわって、昭和2年2月木村が「正貨の消長と国際貸借の推移に関する事実及政策の変遷」と題する講演⁽⁹⁾を行なっていることを知った。そして、それらから日本銀行史に関する既存の記述とは別の、新しい視点がえられるように思った。

その当時——いまでもそうであるが、木村副総裁はほとんど無名の人であった。深井英五が『回顧七十年』で、日本銀行の政策形成の内面を叙述したさいに、ある程度木村に言及していることは知っていた。しかしそれだけではどうにもならない。そこで、わたしは日本銀行の政策推移との関連で木村の全体像を描き出すことに関心を寄せ、必要な資料を集収する作業に着手した。数年たつて、まず「大正期の日本銀行金融施策」(43年)、ついで「木村清四郎の金解禁論」(45年)、さらに「大正末期貨幣金融史の一齣」(48年)⁽¹⁰⁾を發表した。

その後も資料集収作業をつづけて遂に今日にいたつた。いまま調査十分といえぬ分野があつて、最初木村研究を思い立ったときの抱負にはほど遠いが、し

(9) 『銀行通信録』前掲 35-9 ページ。

(10) 前掲拙著、序文1 ページ。

かしそれなりのとりまとめをしなければと考えるようになった。日本銀行在職時代の木村については旧論3篇で述べたところに、若干の補充すべきものはあっても、変更の必要はない。そこで、つぎのような考えでもって木村研究のとりまとめをすることにしたい。

木村は日本銀行を辞職したとき66歳であった。それから昭和9年9月群馬県伊香保で74歳をもって逝去するまでの9年間を木村の晩年というならば、これまた多事であったその期間を、辞職のさいに上記のごとき所懐をいだいた人として、木村はいかに処したのであろうか。これをとりまとめの中心にしてみよう。木村は前掲書簡で「勇退して更に人間らしき事を為さんと思ひ」といっているので、これにも注意しなければならないが、その面での細部にはあまり立入らず、この中心にそって叙述しようと思う。集収資料のうち純粹に個人的問題にかかわる事項は、割愛するのやむをえないと考える。

2 晩年の木村清四郎

(1) 貴族院議員および特別金融制度調査会委員

付録の「年譜草稿」にみられる諸事項のうち、小文の趣旨からすれば、貴族院議員としての議院内活動および特別金融制度調査会委員としての活動がまず対象となる。日本銀行参与としての活動も興味があるが、これは帝室経済の相談への参与と同様に、調査しにくい分野なので、調査対象からはずすことにした。それ以外では講演活動に注目したが、これは期待どおりとくに興味深いものであった。以下、この3分野について簡潔に述べてみよう。

貴族院議員としての活動

まず、木村の貴族院議院内における活動をみよう。日本銀行調査局編『日本金融史資料 昭和編』第13—5巻、第21巻および第33巻は、木村在任期に

あたる昭和2-9年の期間の貴族院の通貨・金融関係特別委員会と本会議の議事録を収録しているの、これについて調査するのが便利である。それは議事のすべてを収録しているわけではなく省略もしているの、この点に注意しなければならない。ともあれ、調査の結果は、木村の特にみるべき活動はないといってよさそうである。^{*}後年、日本銀行総裁の経験をもつ深井英五が貴族院議員に勅選されたとき、議院内で表面に立つ気はなかったと述べているが、⁽¹⁾金融界の長老であった木村においても、それと同様の気持ではなかったかと推定される。

* 昭和4年3月21日、日本興業銀行法中改正法律案特別委員会に木村委員の出席が記録されている。ただし、木村の発言についての記録はない（『日本金融史資料 昭和編』第13巻，848-9ページ）。また、昭和7年9月2日、不動産融資及び損失補償法案特別委員会において委員として多少の発言をしているが、とくに注目すべきものはみとめられない（同上，第14巻，648，650ページ）。

貴族院の院内における木村の活動は低調であったと思われるのだが、それには当時の貴族院がおちいていた一般的状態も関係しているかもしれない。昭和初年の貴族院の状態については、著名な評論家であった馬場恒吾が観察を加えているので、それを参考のために紹介しておこう。馬場は二院制議会における貴族院の役割の変遷に注意している。大正時代の原内閣当時においては、院内の最大会派である研究会がともあれ会派としての指導理念と統制力を持ち、議会でそれなりの役割をはたしたが、清浦内閣の退陣（大正13年6月）の後はその役割を失い、貴族院改革論議が高まって、研究会を脱会した近衛文磨が改革の必要性をとなえる状態になっていたのである。しかし改革が叫ばれながら実際には何も動かず、したがって「貴族院全体が漠然と

(1) 深井英五『回顧七十年』岩波書店，昭和16年11月，334ページ。

して向ふ所を知らずといふ状態」⁽²⁾であると、馬場は観察した。

こういう状態のなかで、木村は院内の特定会派には所属せず、無所属系議員が構成する同和会（昭和3年結成）に属したもののようである。⁽³⁾

大蔵省金融制度調査会委員としての活動

木村は7年5月6日、大蔵省の特別金融制度調査会委員を囑託された。ところが、この調査会については専門的研究家の間においてもほとんど知られていない。この点で大正15年に設置された金融制度調査会と事情はまったく異なっているので、いく分説明しておかねばならない。

特別金融制度調査会は大正15年9月に設置された金融制度調査会の廃止と同時に、昭和7年5月3日新たに大蔵省に設けられ、（昭和11年11月金融評議会の設置にともなって廃止されるまで）主として特別銀行に関する制度について調査未了の特殊事項を審議したのであるが、その審議状況はいまもなお明らかでないことが多い。⁽⁴⁾しかるに、7年5月14日と5月16日の両日の調査会の状況については「議事速記録」*が『日本金融史資料 昭和編』第31巻（昭和46年）に収録されることになったので、これによって調査会における木村の活動を知ることができる。ちなみに、ここで一言するならば、5月14日と16日との中間の5月15日がちょうど五・一五事件の当日にあたることを知れば、とくに（会長高橋蔵相と委員池田成彬三井銀行常務の欠席のままで行なわれた）16日の審議の緊張した雰囲気も想像に難くないであろう。

* 『日本金融史資料 昭和編』第31巻「解題」には、この「速記録」は大蔵省の好意で初めて公開されるものであるとの注釈がある。吉野俊彦『日本銀行制度改革史』（東大出版会、昭和37年）のこの調査会に関する部分は、大蔵省のこの公開措置以前ののものであろう。

(2) 馬場恒吾『現代人物評論』中央公論社、昭和5年、411—29ページ。

(3) 『日之友』（日本銀行旧友会）、昭和8年1月号、3ページ。

(4) 『金融史資料 昭和編』第31巻、「解題」2ページ。

きて、このときの調査会で審議されたのは、①兌換銀行券発行制度の改正に関する件、②日本銀行納付金制度に関する件、および、③日本銀行参与会設置に関する件である。これら3件のうち、論議の対象となったのは①と②であり、とくに①、すなわち、保証発行限度（現行1億2000万円）を一挙に10億円へ拡張し、また、制限外発行税率（現行5パーセント以上）を3パーセント以上に改める点であった。更にいえば、この2点の中でも特にはげしく議論されたのは制限外発行税率であって、16日にはこれをめぐって審議は難航する局面をもった。このときに木村がはたした役割を紹介することとしよう。それは木村のために記述しておかねばならぬ重要な事項であると、わたしは考える。

まず、14日に審議された保証発行限度一挙拡張の件について一言しておく。木村は、慎重な政策運営を要望しつつ拡張をやむをえずと考え、その上で、拡張のもたらす心理的影響から生ずべき円資金の海外逃避に対する予防策をただした。そしてこの質問への会長の回答として、広範な為替管理ではなく資本逃避防止の法律を考慮している旨を引出した⁽⁵⁾のである。

つぎに、主として16日に審議された制限外発行税率引下げについて検討しよう。保証発行限度を拡張するのであれば、制限外発行税率は現行のままで可とというのが木村の発言であった。制限外発行は金融逼迫をのりきるための一時的措置たるべきものであるから、改正すればルーズに運用されるというのがその理由である⁽⁶⁾。そしてこの問題については、日本銀行以外の銀行界出身の4委員（児玉謙次、佐々木勇之助、串田万蔵、八代則彦）がすべて同調し、ここに多数意見は現行を可とするかみえた。ところが審議が難航するこの局面にいたって、重要な役割をはたしたのは委員土方日銀総裁であった。土

(5) 前掲書、8—10ページ。

(6) 日本経済連盟会調査課『金融問題調査資料第一輯』（昭和7年6月）は、「我国金融制度改善に関する意見書」において木村とほぼ同趣旨の意見を発表している。

方は、およそ制度としては余裕をもつ必要があること、また、当事者の慎重運営を前提として考えるほかないことを述べて、原案支持の意見を表明し、このため状況は急変するにいたったからである。すなわち、日本銀行さらには監督者たる政府の運営よろしきをえてルーズにならぬよう要望するものであって、反対ではないとの木村のとりなした的発言の後、これに賛同の意見が⁽⁷⁾つづき、にわかに全会一致で原案に一決をみたのであった。

3 晩年の木村清四郎 (2) 講演活動

木村は晩年においても、それ以前の日本銀行時代と同様に、著書または論文を執筆しておらず、わたしが調査したかぎりでは、講演や談話の印刷物が若干あるにすぎない。日本銀行時代への回顧談ともいふべき1篇と、回顧を織り込んだ経済時論数篇であるが、東京銀行集会所の機関誌『銀行通信録』に掲載されたもの以外は非売品の小冊子であって、どちらも広く社会に流布するたぐいのものではない。それらは、『日本金融史資料 昭和編』に再録された2篇を除いて、ほとんど埋もれたまま今日にいたっているといつてよい。これらのほかに、物故銀行家に対する追憶談2篇を確認することができる。

これらを読んでみると、木村がいまや日本銀行を離れたかなり自由な立場で述べていることがわかる。木村は明治30年9月日本銀行に入行したのであるが、それ以前の商況社時代には、同社を主宰して『中外商業新報』(明治22年1月以前は『中外商業新報』)に署名入り論説を⁽¹⁾発表することもあった。しかし、日本銀行では執筆活動は行わず、講演や談話を試みるにとどまっ

(7) 前掲書、17-27ページ。

(1) 『中外商業新報』明治22年1月27日「改題の趣意」。木村が新発足する『中外商業新報』の編集方針をつぎのように示していることに対して、特に注目したい。「凡そ営業は

た。日本銀行という特別の立場のしからしむるところであろう。深井が書いたように、深井と井上準之助を例外として、当時⁽²⁾あつてはそれがふつうのことであつた。

木村の講演などを読んでみると、晩年においても日頃の研鑽を怠っていないらしいこともわかる。木村が内外の経済専門書をどの程度読んでいたかは明らかでない。『自秀餘薫』の一節（「余暇あれば読書し、ことに史籍を愛読」）とか、講演にその跡がうかがいえないとか、わずかな手がかりをもとにいうほかないのであるが、むしろ消極的に理解すべきであろう。内外経済専門書を読むという点においては、すぐれた学者でもあつた深井英五に対してはもちろんのこと、井上準之助や高橋是清に対しても木村は及ばなかつたのではないか。大正後期から昭和前期にいたる時期は、経済学研究会とか金融制度研究会さらに金融研究会等の研究会活動が盛んな時期であつたが、日本銀行時代はもちろん晩年においても、木村はこの種の研究会に参加していない。したがつてそこから知識を吸収することもなかつたはずである。木村

一個人の自治に放任し自由に他と競争せしめて以て至適者の繁榮を遂げしむるの最も利あるを信ずるものなり而して帰する處は唯我が実業社会の福利を増進するを以て目的とするものなるが故に苟も此目的に合ふものは益々之を進め此目的に反するものに毫も寛假する處なく公平に之を論議して以て実業上の改良進歩を謀るべし」。これを、渋沢栄一が同じ日の同紙に寄せた「商況社の変遷を祝し併せて将来同社に望む處あるを告ぐ」のつぎの一句と比べてみよう。「貴社は自今殊に筆法を正して公明正大を主とし確實親切にして其耳目は務て平虚ならしめ能く事實に通賅して其真偽を弁じ正邪を察し善惡を判し苟も權勢に媚びず貨利に諂はず挺然直立し……」。渋沢のいう「公明正大」の要望に対して答えることをもつて編集方針とするというのが、木村の「改題の趣意」なのであろう。木村が新聞の本分をこのように理解していたとすれば、その後日本銀行に転じた後の木村が中央銀行の本分をどのように理解していたかについても、おおよその見とおしを得られるように思う。木村は中央銀行の本分の意味するところについて特に述べていないが、ここで、このことを指摘しておくのは価値のあることと考えて一言した。

(2) 深井前掲書、369ページ。

が依存したのは、新聞雑誌のほかには、日本銀行部内の調査部局から入手した諸文献等であろうか。

さて、講演の紹介および批評に入ることにしよう。

「正貨の消長と国際貸借の推移に関する事実および政策の推移」（『銀行通信録』第83巻、第494号、昭和2年3月20日）

木村は日本銀行を辞職して間もなく東京銀行倶楽部の名誉会員に推薦され、昭和2年2月同倶楽部でこの講演を行なった。明治30年から大正15年にいたる日本銀行在職時代の回顧というべきものであって、さきに一言しておいたように、前掲書簡で30年間奮闘努力したと述べたのはどういうことであったのかを、木村はこの講演で明らかにしたのである。わたしはこの講演の一部をさきに示した旧論文に引用しているが、ここで改めてその全体を紹介し、若干の批評を加えることにしたい。

① まず、金本位制採用以後の30年間を正貨増減および正貨政策の観点からほぼ3段階 (i)日露戦争後の時期：外債依存の積極的国内政策が輸入超過・正貨減少のため動揺し、外債利子支払いにも困難を予想するにいたる。(ii)第一次世界大戦期：大幅の対外受取超過が正貨氾濫、過度活況、物資不足と物価騰貴をもたらす。(iii)大正9年大反動以後の大正後期：関東大震災の影響も加わって貿易赤字、為替下落、正貨減少が継続する)に区分し、ついで、それぞれの段階において、政府の方針に対して日本銀行がどのような見解（日本経済観）をもってまたどういう政策をもって働きかけ、その結果どの程度成果をおさめたかを明らかにした。

この講演はすこぶる新鮮な印象を与えたようである。それは、木村にすぐつづいて登壇した阪谷芳郎が与えた賞讃から明らかである。すなわち、阪谷は「非常に種々錯綜したる事実が互に連絡が附いて居る関係が明らかになり益を得たところが少なくない」と評し、また、「三十年間の国家に対する忠実周到なる御注意は今のお話しになりました事柄を成功せしめた多大の御功勞」

とたたえたのである。⁽³⁾

その当時までに正貨についてはさまざまな論議があった。それらのうち、深井英五「国際経済上ヨリ看タル在外正貨」(大正5年)⁽⁴⁾や田中金司「在外正貨論」(大正15年)⁽⁵⁾は緻密な理論的研究として特に目立ったものであった。木村の講演は理論の緻密さの点では両者にはるかに及ばなかったが、逆に、両者に欠けていた政策史的記述においてすぐれており、この点で画期的といつてよいであろう。それは、長期にわたって政策担当部局にあった者が、しかも相当の覚悟をもって初めてなしうるたぐいの講演であつて、当時日本銀行を離れたばかりの木村のみが為しうるものであったと考えられる。

② 講演が歴史的経過の叙述にすぐれていたことは上記のとおりである。しかし、そうはいつても、その叙述に時期別に見て精粗の差があることは否定できない。つまり、第2期はもっとも詳しいが、これに反して第3期は粗略で、近年における外債の増加傾向に対して警告する程度にとどまっている。この点は講演の不備として認めなければならない。

ところで、この精粗の差は実は政府に対する日本銀行の関係の差、さらには、日本銀行の内部において木村のもつ影響力の差によるものとして、理解することができよう。第2期は三島弥太郎総裁(大正2年3月—8年3月)の下で木村理事が活躍した時代であつたのに対して、第3期は主に井上総裁(大正8年3月—12年9月)の下で木村副総裁がかならずしも志を得なかつた時代にほかならない(そして、そのしばらく後に浜口蔵相、市來総裁の下で木村の「事実上の総裁」たる、前述した時期がつづく)⁽⁶⁾からである。

この講演の長所と不備をわたしは以上のように理解した。その不備を他の

(3) 『銀行通信録』第83巻第494号、39ページ。

(4) 『国家学会雑誌』第30巻第8号、大正5年8月。

(5) 『国民経済雑誌』第40巻第6号、大正15年、田中金司『金本位制と中央銀行行政』宝文館、昭和4年、に増補再録。

(6) 前掲拙著、50—1ページ。

資料によって補充した上で、全体を整理して成ったのが、さきに述べた旧論3篇にほかならない。わたしはこの問題についてもっとも集約的な形でつぎのように述べておいた。

「木村における日本経済観、すなわち、国際金本位制下の後進国発展の基本方式は、非募債・非増税の緊縮主義を基調とする国際均衡優位の古典的体系にほかならない。貨幣思想の観点からは中立貨幣論の立場といってもよい。明治末年から大正時代にかけて、政府の経済政策基調は、外債依存の積極主義、戦時期の輸出奨励・正貨獲得第一主義、戦争終了直後の国内均衡中心の積極主義、さらに九年反動以後連続救済主義へと漸次に推移していったが、この推移のなかで木村は日銀理事（明治三九年以後）および副総裁（大正八年以後）として、その経済・金融観をもってほぼ一貫したのであり、各時期において、それぞれの主義にもとづく政策実施の暴走ないしゆきすぎ⁽⁷⁾に対して大なり小なり歯止め機能をはたしたのであった」。

さきに述べたとおり、わたしは旧論でこのように書いたことに対して、いま変更の必要を認めていない。くり返していえば、日本銀行時代をこのように回顧して木村は日本銀行を去った。それが日本銀行辞職にさいしての木村の所懐、少なくとも所懐の中心部分であった。

辞職後間もない時に日本銀行時代の回顧の意味をもって行なった講演については以上をもって終わり、つづいて、それ以後の講演の紹介と批評に入ることとしよう。しかしそれに入る前に、物故銀行家に対する木村の追憶談があるので、それに一瞥を投じておくのもよいであろう。破綻銀行として著名な北浜銀行の頭取岩下清周に対する評（主観的な公明正大論でもって健全銀行業を無視⁽⁸⁾）、および近江銀行の頭取池田経三郎への評（成長発展に急で地

(7) 前掲拙著、100ページ。

(8) 『岩下清周伝』昭和6年5月、非売品、58—9ページ。

固めに緩、みずから任じて後継者育成を怠る⁽⁹⁾)は、ともに木村の経済・銀行観の一側面を伝えていて、それなりに興味深いものがあるといえよう。

経済時論を内容とする講演6篇を年次を追って順次に取上げていこう。金融恐慌から金解禁実施と再禁止を経ていわゆる高橋財政の展開にいたる経済・政治の大屈折時期を、木村はどのように分析し展望したのであろうか。

1 「財界の所感を述べて当局者の猛省を望む」(『銀行通信録』第85巻第505号, 昭和3年2月20日; 『日本金融史資料 昭和編』第26巻に再録)

昭和2年の金融恐慌が鎮静した後にひとまずの落ち着きをとりもどした3年1月, 東京銀行倶楽部で行なった講演である。財界観が整理完了・好転楽観論と整理未了・警戒持続論とに二分して対立するなかで, 木村は楽観論を排し, 整理は延期されたとみる。政府が推進している対策を一定限度では評価しつつ, 他面では国費・国債の増大傾向を警戒し, 財政緊縮なかんづく八百屋的企図の廃止を提唱する。そして最後に, 日露戦争後を回顧して歴史の教訓にいまこそ学ぶべきことを訴える。すなわち, 明治40年, 木村が外遊から帰国して知日派の欧米財界人からの要望として財政緊縮の必要性を元老と政府に伝えた事実を明らかにし, その後これが明治42年桂内閣の財政整理に結実したことを評価している。⁽¹⁰⁾ 前記昭和2年の講演にみとめられる不備についてさきに一言したが, その不備のひとつを木村はここで改善していることに注目しなければならない。

2 「金解禁の問題」(『銀行通信録』第87巻第517号, 昭和4年2月20日; 『日本金融史資料 昭和編』第21巻に再録)

4年1月に銀行倶楽部で行なった講演である。慎重さを欠く金解禁論の横

(9) 池田義圀『池田経三郎伝』昭和7年1月, 非売品, 24ページ。

(10) 『銀行通信録』第85巻505号, 199—203ページ。

行を木村は非難する。公私経済の緊縮がまず必要であると強調する点では上記の3年1月の講演と同じである。この講演の特徴は、すでに金解禁を実行した米・英・仏の周到な準備施策を紹介し、わが国の実情がそれらと逆行している点を強調するところにある。⁽¹¹⁾

3 「金解禁と財政経済」(『銀行信託講座』科外講座第7冊, 斯文書院, 昭和4年7月; 「金輸出解禁問題解決に関する私見」の表題で『銀行通信録』第88巻第524号, 4年9月20日および『自秀餘薫』11年10月, に再録)

田中政友会内閣の末期にあたる4年6月17日, 貴族院の公正会(阪谷芳郎を中心とする, 貴族院の会派)有志に対して行なった講演である。講演の内容がその後間もなく誕生した(7月2日)浜口民政党内閣(井上蔵相)の政綱や声明とほぼ合致したために, 当時反響を呼んだものようで, 木村が『銀行信託講座』科外講座第7冊として公刊したのはそのためである。しかしそれを別にしても研究上の意義は高く, 昭和2年の講演とならぶ木村の代表的論策といってよいものである。

わが国における金解禁の由来として, 大正8年に木村が金解禁を政府へ提案したが実施にいたらなかった事実を, 初めて明らかにした。昭和2年の講演の不備をここでも改善している。この大正8年の木村の金解禁提案をめぐる問題については, 旧論「大正8年の金解禁論」⁽¹²⁾で考察を加えているので, ここではくり返さない。

わが国の現状がすでに金解禁を実施した米・英・仏3国の準備施策と逆行しているとの指摘は, 上記の4年1月の講演のくり返しにすぎない。しかしこの講演では, わが国で緊縮政策の実施をさまたげているものが党派政治の弊にあると力説する点が, 特に目立っている。「一党一派の都合」を具体的

(11) 『銀行通信録』第87巻第517号, 186—190ページ。

(12) 前掲拙著, 64ページ以下。

に示して、木村としては珍しいまでにきびしく攻撃し、ここに経済時論を超⁽¹³⁾える時局論の一端が姿をみせているとあってよい。

4 『金解禁後の用意』（第一合同銀行，昭和5年1月，非売品）

昭和4年11月19日，岡山市の第一合同銀行（現中国銀行の前身，頭取大原孫三郎）主催の講演会で行なったものである。それは，浜口内閣が金解禁実施のための準備施策を推進中のときであって，しかも，解禁実施日を予告する日（11月21日）の直前にあたる。

木村は解禁実施を必要とする立場から進行中の準備施策を是認する。しかし他方において，準備の順調な進捗のみをいう楽観論に対して疑問をよせ，貿易や為替の改善は財界の根本的立直りによるのではなく，一時的理由（leads and lags 等）によるにすぎないと批判する。その他，解禁実施後には，かりに正貨流出がなくても，銀行の警戒・金融引締まりが必至であるとみて，それにそなえる必要を強調する等⁽¹⁴⁾，すぐれた時論である。

ついでに一言すれば，この講演は第一合同銀行頭取大原孫三郎の希望に応じて行なわれたものである。大原とのこの種の関係は木村の郷里に対する貢献の重要な一面であって，これについては後で言及する予定である。

5 「正貨の消長に関する所感」（『銀行通信録』第93巻557号，昭和7年6月20日）

「木村氏が過般ある会合の席上において為された演説を筆記したもの」との前書きを付して『銀行通信録』に掲載されている。講演の内容からして斎藤内閣成立（5月26日）直後のときであることがわかる。つまり，第2次若

(13) 前掲拙著，79ページ。

(14) 『金解禁後の用意』第一合同銀行，昭和5年1月，非売品，9—11，16—20，25ページ。

槻内閣の退陣、犬養内閣の金輸出再禁止、五・一五事件を経て斎藤内閣（高橋蔵相留任）成立と急カーブで動く局面での講演である。

講演の前半部分では、金解禁実施期における正貨激減の理由を、解禁直後と末期（イギリス金本位制放棄以後）とに分けて考察する。後半部分では、今後の処置を述べて、財界回復を急ぐことを戒める。とくに7年度予算における国債急増をとり上げて、国債の多くは日本銀行と大蔵省預金部で引受けるとしても、国債処理には慎重を望むと力説する。前々内閣（第2次若槻内閣）が功をあげるのに熱中した、「一本調子の猛進」を反省していることは、「緩急宜しきを得」ということにほかならず、ここに、政策運営方針における木村の真面目をみる思いがする。⁽¹⁵⁾

6 「非常時財界の動向——インフレーションとデフレーション（『銀行通信録』第97巻第577号，昭年9年2月20日）

木村は7年12月末に脳血栓症を発病して帝大病院に入院し右脚切断の大手術を受けた。8年3月に退院した後も義足の練習につとめる等していたが、8年夏にはほぼ回復したのであろう、群馬県伊香保で斎藤虎五郎群馬大同銀行頭取等に対して談話（小冊子『財界億ひ出話』）を試みたりしている。そしてその後、翌9年1月23日に銀行倶楽部でこの講演を行なった。これ以後には講演を行っていないから、これが木村の最後の講演ではないかと思う。この講演はそれが含蓄するところにまで思いたるならば極めて興味深く、木村の最後の講演たるにふさわしいと思われる。

前年来のわが国の国際的孤立化傾向（国際連盟脱退、満州事変長期化、さらにロンドン世界経済会議の失敗等）が進むかたわらにおいて、輸出増進等国内経済が好調をつづけるという特異の局面である。木村は、前者の傾向に対しては国際的協調の可能性に対して望みをかけ、後者においては通貨管理の

(15) 『銀行通信録』第93巻第557号，793—796ページ。

動揺・挫折（国債増加の傾向からすれば1，2年のうちに通貨管理は不可能となり通貨膨張は避けられない）を見とおしている。要するに高橋財政に対して歯止めを主張するのである。そのさい対策として明示しているのは低金利政策への反省⁽¹⁶⁾であるが、しかし低金利政策の改訂という主張ははたして何を含蓄するのであろうか。

木村が昭和4年に財政緊縮をさまたげているのは一党一派の都合であるとして、経済時論の中に時局論をのぞかせたことを想起するならば、この講演の低金利政策改訂の経済時論が国債・軍費抑制の時局論をひそませていることは、おのずから明らかではないか。国際的協調の可能性への期待と結びつけ⁽¹⁷⁾れば、木村の心底にあるものをうかがうのは困難なことではない。その後、昭和10年から11年にかけて高橋蔵相と深井日銀総裁が深刻な形で直面することになる問題を、9年1月に早くも木村は予想しているといつてよからう。

日本銀行辞職のときに日本銀行在職時代の30年を回顧し、奮闘努力して中央銀行を大過なからしめたとの所懐をもって木村は、辞職以後の晩年においてもそのことを心にとめていたと思われる。浜口内閣の金解禁政策に対する批評を別とすれば、晩年の木村を貫くものは暴走性をひそめる高橋是清の政策への懸念であった。明治末年の桂内閣の財政整理や大正8年の金解禁提案を回顧しながら、同時に、おそらく大正時代の高橋蔵相（第1次山本内閣大正2年2月—3年4月，原内閣大正7年9月—10年11月，高橋内閣10年11月—11年6月）を想起しながら⁽¹⁸⁾、木村は高橋の政策への警戒を訴えつづけたのである。事局が悪化をつづけながらも決定的な悪化にはまだいたっていなか

(16) 『銀行通信録』第97巻第577号，181—186ページ。

(17) 財政経済と国防・外交との関連に関するこの種の基本理論の明治以来の伝統については、さしあたり、中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』（東大出版，1977年）原朗「財政金融」を参照。

(18) 前掲拙著，71—2，75ページ。

った昭和9年が、木村の最後の年であったことは、木村にとっては幸いであったといえるかも知れない。

4 むすびにかえて

この小文には初めから結論にあたるものは考えていない。わたしが木村研究を思い立ってから多くの年月がたった。中間的な意味の旧論を発表したときから数えても10年余りがすぎている。このたび木村研究をこのような形でとりまとめたが、意に充たぬ点も少なくない。長い年月の間に諸方面からいただいたさまざまな援助に答えるには不足していると思うが、旧論ではとり残していた分野をいくぶんでも明らかにすることができたことで、いささかの慰めとしよう。

郷里岡山県に対する木村の貢献を述べてむすびにかえたい。

木村は文久元年(1861年)岡山県小田郡三谷村(現矢掛町)横谷に生まれ、昭和9年9月24日群馬県伊香保で74歳をもって逝去した。木村は明治11年17歳のとき郷里を出た後、長期間にわたってさまざまな形で郷里のために尽力した。その尽力はとくに晩年に限られなかったのであるが、しかし、日本銀行を辞職したさいに郷里の友人にあてて、「勇退して更に人間らしきことを為さんと思ひ」と書いたとき、木村の念頭にあったのは、そのすべてではないにしても、郷里への尽力であったと思われる。しかし、ここにそれを詳細に述べるのは避けよう。郷里への貢献の主要なものは、岡山県銀行界に対する指導援助と三谷村とその近辺への貢献であろう。

前者は岡山県の銀行合同(大正8年第一合同銀行の新立および昭和5年中国銀行の新立)と日本銀行岡山支店設置(大正11年)にかかわる問題である。岡山県の銀行合同は大原孫三郎が自分の主宰する倉敷銀行を中核として推進

したものであって、それは一県一銀行主義の名で知られる地方的銀行合同における全国的な先駆である点において、特に興味ある問題である。しかし、この問題における木村の大原への指導援助は別の課題とするほかはない。大原の側からみたこの問題の一端を「生涯一片青山——大原孫三郎小考」⁽¹⁾で述べておいたので、さしあたりそれを参照していただきたい。

もうひとつ、三谷村とその近辺に対する木村の貢献について一言しよう。このことについては、同村横谷の萩原宮に建てられた木村翁之碑（篆額山本達雄、撰文阪谷芳郎）の碑文に「君亦愛郷の情深く学校建築道路改修仏閣興隆に巨資を寄せたること屢々なりき」の一句があること、および、木村の篤志によるそれら施設がいまなお曹洞宗の名刹洞松寺その他に残っていること、この2点を紹介するにとどめよう。

さらにもうひとつ、省略できない問題があるので追加しておきたい。木村は、泉地伊香保を愛ししばしば逗留することがあった因縁によって、群馬県銀行界のために貢献した。その事情は前記『財界憶ひ出話』に詳述され、また『群馬県金融史』⁽²⁾にもとり入れられている。

最後に、故斎藤虎五郎氏について述べておきたい。同氏は日本銀行調査役から横浜興信銀行専務取締役さらに群馬大同銀行頭取にいたる長い銀行経歴のすべてにおいて、木村に親炙した人であり、わたしの木村研究に対して助言を惜しまれなかった。アララギの歌人であった同氏は昭和48年の年賀状に短歌1首を添書きされた。それを記して擲筆したい。

日本銀行史九十年木村大人その何ページを埋めたまはむ

(1) 『書齋の窓』第303号、有斐閣、昭和56年4月。

(2) 『群馬県金融史』群馬大同銀行、昭和27年12月。

付録 木村清四郎年譜草稿

- 文久元年 6月5日 備中国（現岡山県）小田郡三谷村（現矢掛町）横谷、
木村勘吉の長男として生まれる。
- 明治11年 大阪に出て英学を学ぶ。翌12年には東京三菱商業学校
に入学、その後慶応義塾に転じ
- 16年12月 慶応義塾を卒業、商況社に入社。
- 19年 商況社主幹となって以来同社の経営にあたる。
- 22年1月 『中外物價新報』を『中外商業新報』と改題、その発
展に貢献。
- 25年頃「日本経済会」（保護主義的傾向の経済研究団
体、18年創立、32年頃まで存続）の会員として活躍。
- *「覚書」（30年2月28日、木村自筆）は、『中外商業
新報』「解題の趣意」は益田孝三井物産社長の機関新
聞とみられていたものを「商業界における公共機関」
たらしめんとするにあったが、その後この方針による
記事に不満の益田との間に疎隔を生ずるにいたったこ
とを記している。
- 30年9月7日 日本銀行副支配役
- 31年2月21日 同秘書役
- 10月10日 同支配役
- 34年10月29日 同営業局長
- 39年4月1日 同理事
- この年 「日本銀行金利制度の改正」（談話筆記）
- 40年10月19日 海外代理店事務視察のため欧米各国へ出張
- *「見込書」（40年8月10日、木村自筆）は、木村を
海外出張させることにつき（おそらく高橋副総裁から）

- 内談をうけて、この件に関し考えられる諸問題を記している。
- 41年6月26日 帰国
この年 「英米両国における預金準備の方法」、および「米国の恐慌及金融制度の改革」(講演)
- 大正7年9月16日 戦時為替調査委員会臨時委員
- 8年3月13日 日本銀行副総裁
- 4月7日 臨時西比利亜経済援助委員会委員
- 8月13日 「我が対外経済上の地位」(講演)
- 9年5月24日 臨時財政経済調査会臨時委員
- 10年5月24日 米穀委員会委員
- 10月7日 貯蓄銀行投資証券調査会委員
- 10年末—11年初め 「戦後財界の跡始末は如何」(講演)
- 11年4月20日 「財界対応の覚悟」(講演), 「貯蓄組合制度の創設と割引債券」(講演)
- 12年4月24日 「財界の近状を述べて金融業者に望む」(手形交換所連合会大会講演)
- 10月8日 産業組合中央金庫設立委員
- 13年3月12日 「最近数年間の経済界の状況と中央銀行の地位」(講演)
- 10月16日 復興貯蓄債券収入金運用協議会会員
- 14年5月1日 預金部資金運用委員会委員
- 15年11月13日 日本銀行副総裁辞職
*書簡(15年11月18日, 守屋松之助あて)は木村の日本銀行辞職の事情とそのときの所懐を伝える。
- 11月29日 勲二等旭日重光章

- 昭和2年2月 「正貨の消長と国際貸借の推移に関する事実及政策の変遷」(講演)
- 3月12日 宮内大臣の囑託により帝室財務の相談に参加することとなる。
- 4月18日 貴族院議員に勅選
- 3年2月 「財界の所感を述べて当局者の猛省を望む」(講演)
- 9月5日 「実生活に関係有る時局談」(前橋市における講演)
- 4年1月25日 「金解禁問題」(講演)
- 2月28日 千代田生命保険相互会社取締役
- 6月17日 「金解禁問題解決策に関する私見」(貴族院公正会有志に対する講演)
- 11月19日 「金輸出解禁後の用意」(岡山市における講演)
- 5年 中国銀行(本店岡山市)新立に関して助言援助
- 7年5月6日 特別金融制度調査会委員
- 7月1日 日本銀行参与
- この年 5月末-6月初め頃「正貨の消長に関する所感」(講演)、また、群馬大同銀行(本店前橋市)新立に関して助言指導
- 12月4日 脳血栓を発病し帝大病院に入院
- 12月10日 右脚切断手術をうける。
- 8年夏 『財界憶ひ出話』(伊香保における談話)
- 9年1月23日 「非常時財界の動向-インフレーションとデフレーション」(講演)
- 6月18日 簡易生命保険積立金運用委員会委員
- 9月22日 伊香保において脳血栓を再発
- 9月24日 逝去 法号は覚性院殿清徳自秀居士
- 9月26日 正五位

- 昭和9年9月28日 東京青山斎場において仏式により葬儀
- 10月24日 岡山県小田郡三谷村横谷洞松寺において追悼式
- 11年10月24日 故木村清四郎翁建像頌徳会（代表 守屋松之助），矢掛町において胸像除幕式（委員長 大原孫三郎）を挙行，また，記念出版『自秀餘薫』を刊行。なお，同日午前，三谷村において頌徳碑（木村翁之碑，篆額山本達雄，撰文阪谷芳郎）除幕式挙行。